

者ならびに関係議員さんともどもこれらにつきまゝて財産処分に関する協議書案につきまゝて、この協議の結果ここにん付する案のとありに了解に達した次第であります。

それゆゑ一市二町におきまゝて、三月の定例会に同じものを提案されまゝて、それゆゑこの案が議決されまゝた晩におきまゝて、関係市町におきまゝてこの協議書を取りかわすということに相なるわけでございます。一たん福生市に帰属せられた財産が、委託事務管理の用に供する財産で、東京都が委託事務の管理の用に供するため必要とするものにつきまゝては、無償でこれを譲渡するということに相なるわけでございます。

それで地方自治法の二百八十九条の定めるところによりまゝて、お手もとにご配付の財産目録に記載されておりますものにつきまゝて、福生市に一たん帰属せられるわけでございます。それからそのほかのいわゆる固定資産並びに償却資産以外のものについてでございますが、債権につきまゝては、お手元の財産目録の末尾にあります電話加入権、それ以外の債権につきまゝては三月三十一日でおおむね組合のほうへ

入ってまいります。たとえば補助事業に伴う国の補助金などが、あるいは東京都の補助金、それから今年度借入れ予定の地方債、そういうものについては、三月三十一日の解散以前に大かた歳入になると思いますので、債権につきまゝては四月に繰り越すものはまずないであろうということが推測されます。

それから地方債につきまゝてもお手元にご配付の地方債調書にありますとおり三月三十一日現在で約一億一千四百万円程度と、長いものでは二十五年でございますが、それを順次返済していくということでございます。それからその他の債権債務でございますが、その他の債務についてはただいま申し上げた次第でございますが、その他の債務につきまゝては、できるだけ三月三十一日までの間に支払いを完了したいのでございいたしますけれども、三月中に発生いたしまゝたいわゆる職員の出張勤務、あるいは出張旅費、そのほか光熱水費等につきまゝては若干四月に繰り越されるということが予想されておりますので、それらも含め四十八年三月三十一日現在に保有する債権債務を一応市が引継ぐということでございます。それから債務の弁済の方法に

つきましては、そこに記載されておりますとおり、地方債の元利償還金、それから退職手当準備金、要するにこの退職手当準備金は、先般もご説明申し上げたとおり、東京都の職員となるために引継ぐわけですが、当然ここでも退職した場合として算定した金額が一千万三百万円になります。それらにつきましては東京都に納めることになるわけでございますが、四十七年度の福生地区消防組合の経費の分担割合によつて、それぞれ一市二町でこれを負担するということでございます。それから三月三十一日で組合がなくなりますので、それらの残務は福生市で引継ぐわけですが、ただいまも申し上げました精算事務がございしますので、そういうものにつきまして現金に不足を生じた場合には、やはり二項の一号で規定されてある負担方法によつて関係団体によつてそれぞれ分担する。そして最後に決算の結果、残金を生じたときには地方債の元利償還金に充当して精算するということでございます。

これが協議書の案でございます。本日議決したたけば、三月三十一日に関係市町でこういった協議書を取りかわすということに相なる次第でございます。

以上申し上げてございますが、第三十七号議案の提案理由の説明にかえさせていただきたいと思ひます。よろしく慎重ご審議の上、原案ご可決くださるようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十三番（石川繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十七号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

（賛成と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま石川繁治君から所定の賛

成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

（異議を—と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） ご異議を—と認めます。 よって議案第三十七号は原案どおり可決いたしました。

○議長（末次性男君）

日程第九議案第三十八号福生都市計画福生土地区画整理事業の業務委託に関する協定書の一部変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（都市計画課長 浅見裕康君登壇）

○都市計画課長（浅見裕康君） ご指名をいただきまして、議案第三十八号につきましての提案理由の説明をいたします。

ご案内のとおり、本市施行の区画整理事業はそれぞれ新都市建設公社に業務委託を—しているわけでございますが、ここにも記載のとおり昭和三十八年四月八日及び四十四年二月十日に、それぞれ加美平、多摩河原地区におきましての区画整理事業の業務委託を—しているわけでございます。それぞれその時点で議会のご議決を賜りまして、この協

定書の成立をみていうわけでございまして、今回都市計画法の改正等に伴いましてその内容等の一部を変更して新たに協定を変更しようというふうなことになるかとおります。

まず件名でございしますけれども、「都市計画」という下にやはり「事業」を加えさせていただくということ、それから協定の別表にございします内容につきまして単位業務には従来どおり全く変更はございしませんけれども、その区分の種類におきまして若干従来、基本調査というふうな名称をもっているものと、都市計画決定というふうな形で、一番から四番まで計画内容につきましての種類、いわゆる名称変更をお願いするということとでございします。その他については従来とほとんど変更のないような形でございします。

以上、非常にざっぱくでございましてけれども、議案第三十八号に関係いたします議案の提案理由の説明にかえさせていただきます。

よろしくご審議の上、原案ご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長

（末次性男君）

以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○十三番(石川繁治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十八号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりします。ただいま石川繁治君から所定の賛成

者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第三十八号は原案とおり可決いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十議案第三十九号負担付寄付の受け入

れについて議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(都市計画課長浅見裕康君登壇)

○都市計画課長(浅見裕康君) ご指名をいただきまして、議案第三十九号

負担付寄付の受け入れにつきまして、その内容をご説明申し上げます。

本件は、ご案内のとおり福生駅の東口の駅前に現在建設施行中でございます多摩興発株式会社の福生駅前ビルの建設に係ります排水処理の關係につきまして、排水処理の手法がございせんものですが、新設の排水管を埋設いたしましてその処理を、地方自治法というふうなことでございします。ここにございしますように、地方自治法

の九十六条第一項の八号に規定されております議会の議決を経るべき負担付寄付であるということで今回提案申し上げたわけでございします。寄付の物件または価格ということで千三百万円を現金で負担していただく、目的及び条件については、その駅前ビルの關係いたします排水を処理するような形で施行していただく、かつビルの使用開始までに工事を完了していただくというような条件になっております。



ちなみに工事を予定しております概要を申し上げますと、本来専用管を布設する場合にどのくらいかかるということと前提のもとにご負担をいただいたわけでございますけれども、ご案内のとおり近々のうちに下水道事業計画もできあがるというようにすることを踏まえまして、以後手戻りのないように、先行投資的になりますけれども、当該地区を通ります排水管、これは雨水管でございますけれども、その管の施行も同時にやっておりますというように形でございます。本経費につきましても、今回の提案申し上げます四八年度当初予算においても計上されております。そのうちのいわゆる専用管の概算をいたしましての千三百万円を、当該ビルの代表者である田村昌一氏からご寄付をいただくというようにございます。管の延長約七百メートル、管径が四百五十ミリから九百ミリになります。マンホールが約十カ所でございます。概算経費は精密に計上しておりますけれども、約三千万円近くの経費がかかるのではないかと、ふうに考えております。一たびいまいて、その排水管につきましても将来布設すべき雨水排水管の公共下水道の分野の先行投資であるというふうにひとつご理解いただ

きたいと思っております。

以上非常にざつぱくでございますけれども、本件についての提案理由の説明にかえさせていただきます。

よろしく慎重に審議を賜りまして、原案に決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○十七番（関米吉君） この条件となっております使用開始前までということとは可能なんですか。それからこれはどこへ流すんですか。いまちょっといろいろ管径だとか長さとかいわれますけれども……。

○都市計画課長（浅見裕康君） お答え申し上げます。

ちょっと説明不足で申しわけございませんでした。一応終点は現在施行中の基地排水の二^{千三百}ミリの管へつなげようとするものでございします。そこまで約七百メートルでございします。それから工期的な問題でございしますけれども、四月早々に発注いたしまして、工期約二カ月で施行しようということでございます。



いま建設中のビルの開店予定を六月一日というふうに、西友のほうでは踏んでおりまして、二カ月で工事は施行できますので、一応それも含め、その条件を満たすような形で、私どもも施行したいというふうな考えの方でござります。

○三十二番(塩野鉄之助君) いずれ建設委員会に付託されるものと思ひますけれども、一応課長にもう少く詳細にお伺ひいたします。

そうしますと、いまの五十五番の所までできているあれをつなげるのみ、それとも新しく青梅線沿いにもっていくのかということが聞きたい。

○都市計画課長(浅見裕康君) 一応、現在の西友が建てておりますいわゆる駅前道路がござりますけれども、その青梅線の側道へずうと通すわけでございます。一たがいまして現在、いろいろあの辺の雨水排水については、若干問題があるようござりますけれども、それらもすべてそこへジョイントいたしまして一挙にあの辺の雨水の問題を解決しようというふうな形でござります。

○三十三番(塩野鉄之助君) そうすると上福生の前を通すのか。
○都市計画課長(浅見裕康君) はいさようござります。

○三十三番(塩野鉄之助君) それでは賛成します。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○三十三番(石川繁治君) この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第三十九号については、建設委員会に付託し審査せられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま石川繁治君から本案は建設委員会に付託し、審査せられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認めます。よって議案第三十九号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) これより一時まで休憩いたします。
午前十一時五十三分 休憩

午後一時 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き開き会議を開きます。

日程第十一議案第四十号昭和四十七年度福生市一般会計補正予算第六号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画調査室主幹 生子国利君登壇）

○企画調査室主幹（生子国利君） 福生市一般会計補正予算第六号について説明申し上げます。

予算書に入る前に一応大綱的なものについて説明申し上げます。四十七年度も余すところ十数日間と相なりまして、支出行政におきましても計画どおり進捗しておりますが、さらに市政の向上と充實をはかるため、歳入におきましては確定をいたしまして地方交付税および分担金をはじめとし、他の増収見込みの可能な収入を予算化するるとともに、歳出面におきましては国と都の補助金および負担金等によります関係事業の予算措置をなす、その他につきましては財源の効率的運用を行うため、今後の行政需用の見通しを立て、財政調達

整を行おうとするものが今回の補正の大綱となっております。

それでは予算書の内容に入らせていただきます。

第一条に明記されておりますように歳入歳出それぞれ三千七百八十八万円を追加し、予算総額を歳入歳出とも二億四千七百二十四万五千円と定めようとするものであります。これは当初予算に比較いたしまして三億三千五百一十二万二千円の増加に相なっております。

まず歳入について説明申し上げます。

地方交付税につきましては交付額が確定いたしましたので、ここに八百六十二万円を追加補正いたし、交付総額収入は二億九千五百四十三万二千円としようとするものでございまして、内訳をいたしましては、普通交付税が二億六千八百三十六万一千円、特別交付税が二千七百七万一千円となっております。昨年度に比較いたしますと、総額で差が三千二十七万九千円の増加になっており、増加率は約一四％になっております。

次に分担金および負担金につきまして申し上げますと、今回の収入増加は分担金のみでありまして、この分担金は地方交付税清掃費に

ふる交付金で西多摩衛生組合におけるじん介ならびに一尿施設の建設費と元利償還金に対する地方交付税に算定された分でありまして、本年度は青梅市の地方交付税に算入され配分されたものでありまして、当市への配分といたしましては二千六百二十万一千円と確定いたしまして、ここに歳入補正を行なうものでございます。

参考までにしようと申し上げてみますと、青梅市が四千四百六十九万四千円です。それから羽村町が一千六百三十一万四千円、瑞穂町が一千四百六十八万四千円それから福生市が先ほど申し上げました二千六百三十一万四千円となっております。

次に使用料および手数料についてご説明申し上げます。

今回五十四万四千円の追加補正でありまして、まず使用料につきましては三十万円の追加補正でありまして、福祉会館および市民会館の使用料の収入増加によるものであります。また手数料につきましては二十万四千円の追加であります。主として一般証明の交付手数料の収入増と相なっております。

次に国庫支出金につきまして申し上げてみますと、二百五十三万三千

円の減額補正で合計二億八千七百四十九万五千円と相なります。内訳といたしましては、国庫負担金におきまして七百三十四万四千円の減額であり

まして、理由といたしましては生活保護関係の保護費の支出が減少したことから老人保護措置費におきましても対象者が計画より少なくなつたため、国庫負担金も比例して減額と相なつた次第でございます。

次に国庫補助金につきましては四百七十七万一千円の追加補正でありまして、主たる増加は建設関係における基地周辺の排水路工事におきまして事業費の増加によるもので、排水管理設に伴う用地買収費が認められまして補助追加いたすわけでございます。その増減の結果、国庫支出金が減額と相なつたわけでございます。

次に都支出金につきましては、二百三十三万八千円の減額補正でありまして、都負担金におきまして十四万四千円の増加になっておりますが、これは児童手当の増額と生活保護費の減額による増減の計数整理の結果により増加というケースになっております。

次に都補助金につきましては二百四十八万二千円の減額補正となっております。減額の理由といたしましては、児童福祉費補助金

が減額の大きな要因になっております。中でも学童保育の収容児童が定員より少なかったための実績による減額ということに相なります。

次に諸収入につきまして、七百九十七万四千円の増額補正であります。預金利子収入がほぼ確定をいたしましてたので追加を行ない、雑入の扱いとなっております国民年金印紙の売払代金と売捌手数料が増加となりましてたので収入の追加補正を行なうわけであります。

以上歳入における増減整理の結果、歳入増加が三千七百八十八万円と相なつた次第でございます。

以上でもって歳入関係の説明を終らせていただきます。引き続き歳出関係につきまして説明申し上げます。

議会費につきましては、百七十三万八千円を追加しようとするものでございまして、昨日上程いたしました報酬改正に伴います報酬費がまた補正でありまして、その他といたしましては委員会室の会議用のいすの購入が新たなものとなっております。

総務費につきましては二千四百七十二万円の増額補正でありまして、またるものとしていたしましては、昨日やはり上程いたしました庁舎増築基金への積立金を本年度二千三百万円と予定し、予算措置をいたしまして、またその他といたしましては、総務費に係ります特別職ならびに各委員の報酬改訂によります追加費用と相なっております。

また戸籍住民登録基本台帳費の減額は、火葬費の助成の減少によるものが必要となっております。

選挙費の減額は本年度実施いたしました市長選挙、農業委員、衆議院議員選挙の経費に不用額が生じたため、その整理による減額と相なっております。

次に民生費についてご説明申し上げます。七百三十万五千円の大

幅減額でございますが、まづ社会福祉費におきまして百七十三万五千円の減額と相なっております。この主たるものは歳入でも申し上げましたように学童保育の委託料ならびに老人保護措置の委託料の対象者がなかったために減額をいたす次第でございます。その他といたしまして

ては実績と今後の見通しの結果、不用額が生じるものの整理により
ます減額となっております。

児童福祉費につきましては百五十万円の追加補正でありまして、内
容といたしましては今回議会に提出しております補社会福祉法人に
対する補助金の交付手続きに関する条例に基づきます民間保育園施
設補助でありまして、福祉事務所長からご説明のありましており、
建設費に対し十分の二以内を交付するという事で、今回志茂に建設
中でございます杉の子保育園に対する補助を組みましたものが主たる
ものになっております。

次に生活保護費につきましては七百七十万円の減額補正でありまして、先
ほど歳入でも申し上げましたとおり、生活保護対象が予定より減少
になったために、実績を勘案いたしましてここに大幅に減額する次第に
なつたわけです。

次に衛生費につきましては七百二十万円の追加補正でありまして、
すでにご了解をいただいております西多摩衛生組合の尿管施設増
設に伴います補償金六百万円、それと衛生組合への事業に対する

投資の追加負担分でありまして、本年度の組合の負担金は締りまして七千
五百九十六万二千円が福生市の負担金となっております。

次に農林水産費につきましては二万一千円の追加でありまして、これは報
酬改訂に伴います農業委員さんの報酬の追加でございます。

次に商工費につきましては百九万二千円の追加補正でありまして、主た
るものは新たに商業振興の一環といたしまして商店街等が整備する
商業共同施設に対し建設費、修繕費、改装費に対して基準に
基づきまして補助率を二割を限度といたしまして補助金を本年度から
交付しようとするもので、適用年度を一応予算の算定におきましては
五年間さかのぼりまして、四十三年度から補助いたそうとするもので、
ここに補正の追加をする次第でございます。

なお商工会につきましては算定基準が決められておりまして、これ
に基づきまして不足する補助金の追加をする次第でございます。

次に土木費につきましてご説明申し上げますと、百五十六万九千円の
追加補正でありまして、主たる補正といたしましては横田排水路事
業関係におきまして用地買収費が認められたために、用地買収費の